



週刊 税のしるべ

第3670号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2025年

主な記事

- 高市新総裁の税制面の政策は? 2面
- 住宅における「ZEH」に新定義 3面
- ひと・桑畑日税連広報部長 3面
- 被扶養者認定の円滑化を恒久化 4面

税務調査時

納税者に協力を促す措置の検討の行方は

国税当局が求める資料等の提示・提出

令和4年10月の政府税制調査会に国税庁が税に対する公平感への悪影響が危惧される調査事例を示してから約3年が経過した。示された事例のうち、「高額な所得を得ているが申告のままでいた事例」と「長年にわたって無申告となっていた事例」は直後の5年度税制改正で対策が講じられた。また、「申告後に仮装隠蔽行為が行われた事例」は6年度改正で対策が講じられたが、残りの事例への対応は積み残しとなっている。これらのうち、7年度与党税制改正大綱の今後の税制改正に当たっての基本的考え方の中で、国税当局が求める資料等の提示・提出の協力を納税者に促すための措置の検討などが盛り込まれており、検討の行方が注目される。

ケースもあったといふ。特に国外に所在している法人との取引は、反面調査が困難である

等、当局が取り得る手段が限定されているため、その取引実態の確認には調査対象者による支払の詳細な情報の提供が必要になるとしている。

同庁からの説明を受けて、納税者に協力を促すための措置の検討が行われ、対象とする取引の相手・取引範囲や資料の提示・提出を拒む納税者などのような効果を生じさせることが有効か(所得計算上の措置や新たな行政制裁・罰則等)などが議論された。このうち、取引の対象について、委員からは国内取引であれば調査権が及ぶので、国外取引に限定するといった意見などがあつた。

なお、7年度大綱には税務調査における資料の提示・提出の求めを正当な理由なく拒否する行為や第三者による納税者の不正への加担行為への対応方針も示されているが、こちらは「引き続き中期的に対応を検討する」とこととされており、前記の事例よりも時間をかけて検討が行われる見込みだ。

7年度与党大綱が言及、政府税調でも議論

7年度与党大綱で「検討することとされる経費支払の実態確認は、具体的に「税務調査の際に、国税当局が求める資料等が提示・提出されず正確な事実関係を確認することができない事例が把握でき、納税者に協力を促すための措置について」

これを受けて、6月11日に開催された政府税調の専門家会合で、財務省から資料等が提示・提出されず正確な事実関係を確認することができない事例について、十分な資料提供がなされず、対応改善を求め、国外関連者に対する更新となっており、

源泉徴収が必要な場合に注意

国税庁はこのほど、非居住者や外国人から不動産を購入や借りた場合、源泉徴収が必要となる場合があることをお知らせする三つのリーフレットを公表した。源泉徴収の対象となる場合のある六つの支払などを説明している。「非居住者等への支払がある場合、ご確認ください」とは、内容の更新となっており、

別途、不動産の購入者向けと不動産の賃借人向けとして新たに公表されたリーフレットを紹介する文言が追加されている。

非居住者等との取引において、何らかの支払をする場合、その対価が源泉徴収の対象となる「国内源泉所得」に該当する場合は、その支払の際に所得税及び復興特別所得税を源泉徴収しなければならぬ。ただし、個人で自己またはその親族の居住の用に供するために不動産を借りた場合に支払う場合、④配当等を支払う場合、⑤工業所有権、著作権等の使用料等を支払う場合、⑥給与等の人的役務の提供に対する報酬等を支払う場合が示されている。

生保募集人の業務は「代理業」

東京高裁 地裁判決を支持、納税者敗訴

外資系生命保険会社で報酬を歩合制によって受け取る複数の生命保険募集人(納税者)が都税事務所から個人事業税の課税客体である「代理業」に当たるとして個人事業税の賦課決定処分を受けたこと(長)は2日、納税者らの主張を退けた地裁判決(3月17日第一面参照)を支持し、処分は適法だったと判断した。

高裁は、地裁同様に納税者らが行った業務が個人事業税の課税客体である地方税法72条の2(事業税の納税義務者等)第8項23号の「代理業」に該当するとして、これによって使用者であることと主張したが、高裁は納税者らが生命保険会社の使用者であるからといってその行う事業が直ちに「代理業」に該当することが否定され、その主張は、地裁同様

者となす慣行にしたがって確定申告を行って必要経費を計上しているにすぎず、これによって使用者であることと主張したが、高裁は納税者らが生命保険会社の使用者であるからといってその行う事業が直ちに「代理業」に該当することが否定され、その主張は、地裁同様

読みたい記事がすぐに見つかる

税のしるべ電子版

<https://shirube.zaikyo.or.jp>

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03 (3829) 4141(代)
FAX 03 (3829) 4001
URL <https://www.zaikyo.or.jp>

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

川瀬智広 編 ▼B5判・480頁・定価2420円(税込)

7年版 年末調整のしかた
特別付録「年末調整の質問284に答える収録!!」
所得税の基礎控除の見直し、特定親族特別控除などについて解説!!
大蔵財務協会 編 ▼B5判・1770頁・定価6270円(税込)

中小企業経営強化税制の拡充、新リース会計準則の対応など令和7年度税制改正等を解説
和氣光 編著/北林隆明・齋藤文雄・高田具視・佐藤明弘・宮川博行 著
▼B5判・900頁・定価4400円(税込)

8年版 消費税の実務と申告
インボイス制度における法人個人の申告書を正しく作成し、本書独自の内訳表により免税事業者等からの仕入れを具体例に基づき解説。
田所寛幹・柳川秀和 共編
▼B5判・1290頁・定価5170円(税込)

松本好正 著 ▼A5判・340頁・定価3080円(税込)

7年版 相続税・贈与税の実務と申告
設例や各種申告書、明細書の記載例を充実させた実務と申告に便利な必備書

出国時だけでは済まない!
贈与相続にも課される国外輸出時課税の実践ポイント
国外輸出時課税制度について、課税から取消までの一連の流れを体系的に解説。
間瀬まゆ子 著 ▼A5判・220頁・定価2860円(税込)

税理士が知っておきたい
実務で直面する相続トラブル事例と予防策
相続において税理士が直面するトラブルになりやすい具体的な事例を厳選して解説。
中村慈美 著 ▼B5判・580頁・定価3520円(税込)

7年版 図解 組織再編税制
難解といわれる組織再編税制を図表・チャートを変えて解説。
辻・本郷税理士法人 審理室 編
▼A5判・400頁・定価3190円(税込)

第2版 「法人間の支配関係」に係る相談例から学ぶ
グループ法人税制・組織再編税制の重要ポイント
グループ法人税制・組織再編税制について、実際に取扱った事例をもとに分かりやすく解説。
小林磨寿美・大野貴史 共著
▼A5判・490頁・定価2750円(税込)

四訂版 中小会社における戦略的役員報酬と税務
中小会社における戦略的役員報酬制度の活用に関する実務必携書。
黒坂昭一・佐藤謙一 編著
▼B5判・660頁・定価3630円(税込)

7年版 図解 国税通則法
令和7年版は、電磁的記録に係る追加課税加算措置見直し等の改正を機に改訂。
書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい。
TEL 03 3829 4141(代) FAX 03 3829 4001
大蔵財務協会 オフィシャルサイト リニューアル!
<https://www.zaikyo.or.jp>

大蔵財務協会 販売局

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03 (3829) 4141(代)
FAX 03 (3829) 4001
URL <https://www.zaikyo.or.jp>

自民党総裁に高市氏

給付き税額控除の制度設計に着手へ

高市新総裁の政策を確認

4日投票開票の自民党総裁選で高市早苗氏が新総裁に選出された。与党は衆参両院で過半数割れしているが、国会での首相の指名に当たって特に重要な衆議院での議席は自民党が最多で、現時点では野党の候補者一本化も進んでいないことから、高市氏が近く召集される予定の臨時国会で新たな首相に選出される公算が大きい。ここでは、今後の税制改正の行方を占う意味で、高市氏が総裁選で掲げた政策を税制を中心に確認する。

ガソリン、軽油引取税の暫定税率は廃止を急ぐ

与野党6党(自民、公明、立憲民主、日本維新の会、国民民主、共産)で今年中のできるだけ早い時期に実施することで合意しているガソリンの暫定税率の廃止について、高市氏は総裁選の公約の中で、軽油引取税の暫定税率とともに「廃止を急ぐ」と明記した。

また、高市氏は先の参院選の前に、食料品に於いて消費税の軽減税率(8%)を一度ゼロにするという案を提案していたが、総裁選の出馬会見で、店ごとのレシオ対応などが必要になった結果、給付収入が増える手取りが増えることになったと説明。同公約には盛り込まなかった。

他方、給付き税額控除の制度設計に着手するとして、これについて同会見で、給付き税額控除は制度設計をしてから施行まで時間がかかるものの、「必要な制度だ」と述べている。その理由として「累進性がほぼない」と述べた。その理由として「社会保険料の負担増で諸外国に比べて生活保護より少し上の所得層の負担が大きくなった結果、給付収入が増える手取りが増えることになった」と説明。これを挙げ、こうした層を集中的に支援する方法として検討の必要があると答えた。

このほか、同公約では、例えば家政士を国家資格化することを前提にベビーシッターや家事支援サービスの利便性を向上させること、企業内保育施設や企業主導型保育施設を拡充するなどの案が盛り込まれている。また、給付き税額控除の成立に野党の協力が不可欠となる。そうした意味で、政権運営は現政権と同様に野党と協議し、その主張を受け入れながら行う、丁寧なものにならざるを得ないと考えられる。

延納と物納で手引きを公表

7年度改正に対応

国税庁はこのほど、令和7年度税制改正等に対応した相続税・贈与税の延納の手引、相続税の物納の手引の手続編と整備編を公表した。

7年度税制改正により延納許可限度額及び物納許可限度額の計算方法が変更されており、物納許可限度額では、課税相続財産の種類別延納年数や

平均余命年数を考慮した計算方法に見直されている。相続税については7年4月1日以後到来する延納申請書から適用となっている。

平均余命年数を考慮した計算方法に見直されている。相続税については7年4月1日以後到来する延納申請書から適用となっている。



高市早苗氏が自民党の新総裁に選出された。新総裁が女性になるのか、はたまた大幅に若返るのか、小泉進次郎氏との決選投票のテレビ中継には思わず見入ってしまった★開票結果が発表された時、高市氏は一瞬ホッと笑顔をみせたものの、その後は厳しい表情を崩さなかった。衆参ともに少数与党の現状、就任後の政権運営の困難さは想像に容易い。就任早々、トランプ大統領との会談も予定されている。喜んでばかりはいられないといった心境だろう★国民としては「物価高対策に力を注ぐ」との同氏の言葉に期待したい。ガソリン税・軽油引取税の暫定税率の廃止や「年収の壁」の見直しなど、今の生活に直結する施策が必要だ。果たして、我が国初の女性首相が誕生するのか、野党を含めた政局からますます目が離せない。(D)

自動車税種別割におけるパワートレイン別の平均税率等(登録車・自家用乗用車・令和6年度新車新規ベース)

	非電動車	HV	PHEV	EV・FCV
新規登録台数	944,847	1,560,373	41,677	34,106
台数シェア	36.6%	60.5%	1.6%	1.3%
平均新車価格	323万円	351万円	670万円	700万円
平均総排気量	1,795cc	1,740cc	2,322cc	—
平均車両重量	1,478kg	1,501kg	2,011kg	1,947kg
平均税率	35,282円	34,488円	41,972円	25,000円

※総務省の資料をもとに作成。平均税率は総排気量のデータに基づいて機械的に試算されたもので、グリーン化特例等の影響は無視されている。

自動車税種別割

EV等は「重量」を課税基準に

検討会 現状はエンジンなく最低税率

総務省に設置されている自動車関係税制のあり方に関する検討会は6日、第11回会合を開き、自動車保有段階における課税のあり方について、エンジンなく最低税率が適用されるEV等の方向性を議論した。自動車税種別割において、エンジンが搭載されておらず総排気量の値がないことで最低税率が適用される

総務省に設置されている自動車関係税制のあり方に関する検討会は6日、第11回会合を開き、自動車保有段階における課税のあり方について、エンジンなく最低税率が適用されるEV等の方向性を議論した。自動車税種別割において、エンジンが搭載されておらず総排気量の値がないことで最低税率が適用される

最低税率が一律に適用されている。その結果平均新車価格700万円のEV等が、平均323万円の非電動車より平均税率が1万円程度低く、課税趣旨に沿わないなど指摘しており、また、EV等の車両重量は非電動車より重く、道路損傷性の観点からも留意が必要としている(表参照)。

種別割における環境インセンティブ機能となるグリーン化特例における重課では、初回自動車税において自家

用自動車より営業用自動車の標準税率が低い「営自格差」も示された。道路損傷負担金性の観点から、営業用自動車の方が利用頻度は高いことから、現在の最大約3倍の格差は、合理性を欠いているという指摘がある。一方、営業用自動車を運行している民間路線バスやタクシー等の公共交通機関が地域社会において果たしている役割などについても十分配慮する必要があるとしている。

いつの時代にも
人と社会に「安全」と「快適」を。



総合建設業
吉村建設工業株式会社
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp



土井忠ば漬本舗
【本社】
〒601-1251 京都市左京区八瀬花尻町 41
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317
URL: https://www.doishibazuke.co.jp/
《直営店》
大原本店・三千院前店・清水店・祇園店・京都駅ポルタ店

どい 土井
窯炊き立てごはん
大原本店・京都駅八条口店・祇園店
SUINA室町店
DO PLUS ONE
EVOTO

NIPLA
各種切断砥石

N.P.S.

日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1
☎(075)956-1111(代)

住宅の省エネ性能「ZEH」に新定義

経済産業省は9月26日、住宅における省エネルギー性能を示す「省エネルギー基準」を上回る水準となる「ZEH(ゼッチ)」について、新たな定義を発表した。その名称は、「GX ZEH」。省エネ性能の要件を、脱炭素志向型住宅(GX志向型住宅)と同じ「断熱等性能等級6・一次エネルギー消費量削減率35%以上」に引き上げ、戸建て

新たな名称は「GX ZEH」、9年4月から適用

今年2月18日に閣議・建築物における省エネ基準の段階的な水準引上げを遅くとも2030年度までに実施するとしている。それらに向け、ZEH水準を大きく上回る省エネ性能を有するGX志向型住宅の枠組みが設けられるなど、省エネ性能をより一層向上させる動きが加速している。そのために、住宅

住宅では蓄電池と高度エネルギーマネジメントの導入を要件に追加する。新たな定義は令和9年4月から適用を開始し、現行の定義の新規取得は9年度末までとなっている。また、省エネ基準をZEH水準に引き上げることも検討されている。住宅ローン控除では、省エネ基準への適合が要件化されており、ZEH水準省エネ住宅には借入限度額の上乗せがある。今後、こちらに影響が及ぶ可能性があるという。

は普及が進んでいる。今後、省エネ基準がZEH水準に引き上げられることも想定されるところ、それに伴い、意図したい。

総務相 京都市の宿泊税の変更へ同意

8年3月1日から施行

総務省は3日、京都市から協議のあった法定外目的税の宿泊税の変更について、同日付で総務相が同意したと発表した。

京都市の現行の宿泊税は、1人1泊当たり200円(宿泊料金2万円未満)、500円

5万円以上10万円未満4000円、⑤10万円以上100000円の5区分とし、令和8年3月1日から施行する。なお、修学旅行等の参加者(引率者も含む)と、認定子ども園、保育所等の行事の参加者(引率者も含む)は現行のまま免除とする。6年度決算(速報値)宿泊税の税収は過去最高の62億円となっているが、その倍以上の約126億円を見込む。また、徴税費用額は約5億円を見込んでい

控除証明書の交付方法は変更可

書面交付から電子交付など

令和7年分の年末調整の確定申告以降は原則、年末調整のための書類がある、調書方式による住宅ローン控除証明書(申告書と兼用様式)に年末残高情報

が記載されて交付される。この控除証明書は、初年度の確定申告時にe-Taxまたは書面による交付を選択することができる。ただ、書面による交付は、2年目以後の住宅ローン控除適用期間に係る控除証明書がまとめて送付されるため、年末残高情報は2年目の年分の控除証明書にのみ記載されることになる。そのため、書面交付を希望した場合は、3年目の年分以降は、金融機関等から交付される住宅ローン返済計画表等により年末残高を確認することになる。

初年度の確定申告時に誤って控除証明書の交付は不要とした場合でも、この交付申請書で交付を希望することができる。

住宅ローン控除の要件に影響も

税理士の魅力を若い世代に

日本税理士会連合会の広報部長にこのほど就任した。「広報部の主な活動は機関紙『税理士界』の発行と対外広報です。会員の皆さまに適時的確な情報を発信し、電子配信につ

いても関係各所と連携しながら、その実現に向けて検討を進めてまいります」とデジタル化を踏まえた今後のビジョンも語る。

税理士試験の受験資格要件の緩和もあり、受験者数が増加傾向にある。「私は税理士という仕事が好きです。この職業を選んで良かったと心から思いま

す。その魅力を若い世代に伝えたい。それが広報部長としての使命だとも思っています。

そのために、「中学校や学習塾等との連携も見据え、進路選択の早い段階から『税理士』という職業を紹介する出張授業などの企画を検討していきます。隣接工業との『工業フェス』もいいですね」と

会務多忙のため、いくつかの趣味はすでに諦め、今は国内の小旅行、映画鑑賞などで休日をご過ごしている。仙台市内に事務所を構える。(吉)

日本税理士会連合会広報部長
くわはた ひろみち
桑畑 弘道 さん



そのために、「中学校や学習塾等との連携も見据え、進路選択の早い段階から『税理士』という職業を紹介する出張授業などの企画を検討していきます。隣接工業との『工業フェス』もいいですね」と

初年度の確定申告時に誤って控除証明書の交付は不要とした場合でも、この交付申請書で交付を希望することができる。

ひろしま銘菓

川通り餅

御菓子処 株式会社 亀屋

本社/広島市東区光町一丁目二一十三
☎082-261-4141(代)

●高松店/e-kie高松店
☎087-226-3101

なみを超えろ

檜垣造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 宏彰

本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25
TEL. 0898-41-9147(代)

東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10
TEL. 03-3553-8391(代)

URL <http://www.higaki.co.jp/>

躍進する井原グループ
総合建設業

井原工業株式会社

代表取締役 井原 伸

三星道路株式会社

代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川
4-2-18
電話 (0896) 24-4435(代)

被扶養者認定の円滑化措置を恒久化

厚生労働省が通知 事業主証明添付による迅速な認定

厚生労働省は1日、令和5年10月から始まった「年収の壁・支援強化パッケージ」の中で、当面の対応と位置付けていた被扶養者認定基準（原則年収130万円、19歳以上22歳未満は7年10月1日から150万円）に関して労働時間延長等に伴う一時的な収入変動による同認定の判断に対し、事業主の証明の添付による迅速な判断を可能とする「事業主の証明による被扶養者認定の円滑化」措置を恒久的な取り扱いとする通知を发出した。

健康保険等の被扶養者認定は、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等で確認している。「事業主の証明を添付することで、迅速な被扶養者認定を可能とするもの。一時的な事情として認定を行うことから、同一の者について原則として連続2回までを上限とする場合、これらに

加えて、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入変動で、ある旨の事業主の証明を添付することで、迅速な被扶養者認定を可能とするもの。一時的な事情として認定を行うことから、同一の者について原則として連続2回までを上限とする場合、これらに

8年4月から労働契約内容で判定可

被扶養者認定の年間収入

また、厚生労働省は同日、「労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者認定における年間収入の扱いについて」として、開始時には、あくまでも当面の措置として同様に扱っており、変更はない。

特例適用に必要な添付書類示す

食料システム法の計画認定制度で租税法規則一部改正

新たに整理された取扱いでは、被扶養者としての届出に係る者の年間収入は、対象者の過去の収入などから、今後1年間の収入の見込みにより判定しているが、労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入が130万円未満（原則）であり、かつ、他の収入が見込まれないといった場合などについて、原則として被扶養者に該当するものとして取り扱われる。同時に公表された同取扱いに関するQ&Aでは、労働契約内容に

「環境負荷低減事業活動計画」の写し、③認定申請書に係る認定通知書の写しの3点となっている。この「食料システム法」に基づく食品等事業者の持続的な食料供給に資する取組みを認定する計画認定制度は、今年1日からスタートした。同法では、認定対象となる事業活動として、①農林漁業者との安定的な取引関係の確立を図る事業活動、②食品等の流通の合理化や付加価値の向上等を図る事業活動、③環境負荷の低減を図る事業活動、④食品等の持続的な供給の実現に配慮した食品等の一般消費者に選ばれるための情報提供を図る事業活動の4つの取組みを設けている。

着眼大局

《103》

日本には神社があり様々な様が棲む。伊勢神宮、出雲大社、明治神宮、全国各所にある八幡様やお稲荷さんなど全部でおよそ11万社あると言われる。祀られる神様は、三輪山（奈良県）など神の依り代とされる山・磐・森、天照大神・大国主・須佐能など古事記・日本書紀（記紀）の神々や八幡様・お稲荷さん・七福神など他の神々、偉大な天皇、楠木正成・家康・秀吉など偉人とされる人物、平将門など祟りの霊、靖国神社のように多くの戦死者の霊など実に多

日本の神様

神様の源は縄文時代の人々の自然への畏怖、祖霊信仰にある。弥生時代に稲作の神が加わり、その後、陰陽道などの影響も受け、6世紀中頃に百濟から伝来した仏教が天皇、貴族に受け入れられ奈良、平安時代に流布するにつれ神仏習合の形で受け入れられるなど柔軟性をもって対応していった。明治維新から太平洋戦争敗北までは天皇を現人神、記紀の高天原神話を事実とする国家神道が国王導で行われたが、敗戦、占領軍により国家の関与は廃止され、今日では全て民間の宗教（神）として存在する。神道には開祖、経典はない（近

世の天理教など教派神道は別）。記紀は聖典とされ、祝詞（のり）は神主が特別な言葉と独特の節回しで神に祈り神の言葉を人に伝えるもの、清浄が大切、正直を神は喜ぶとされる。被は罪（神の姿を隠すもの）、穢（神の気を枯らすもの）を水で祓うことで大切にす。神道には高天原、黄泉の国と言った現世とは異なる他界はあるが、天国や極楽浄土と言った来世を積極的に説いてはいない。現世の価値を認め、精一杯生きることが大切とする。祖霊の世界から生まれ死んで祖霊の世界に戻る死生観を持つ。祭りは神を喜ばせるもので、神は人間と同様喜び、悲しみ、怒り、食事もする。（匡）

我々の日常生活を顧みると、初詣、七五三、お祭り、神前結婚など神社（日本の神様）に関するものが多々ある。今の家庭では少なくなっているが、昭和の時代には家の中に神棚、仏壇双方があるのが普通であった。神道は日本で生成され、我々の生活と深く関わっている。我々は神社の祭神に気軽に願い事をし安心する、神社に参詣すると気持ちやすきもする。神道には再生の思想（生まれ変わり）もある。

具体的には、「中小企業経営強化税制」の適用を受ける場合は、①認定申請書の写し、②認定申請書に添付された計画書の写し、③認定申請書に係る認定通知書の写しの3点。他方、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」の適用を受ける場合には、①認定申請書の写し、②認定申請書に添付された計画書の写し、③認定申請書に係る認定通知書の写しの3点となっている。

いずれかの取組みについて、農林水産大臣の認定を受けると、前述の税制特例措置（カーボンニュートラル投資促進税制）の適用は、環境負荷の低減事業活動のみが対象のほか、日本政策金融公庫による長期低利融資、農業・食品産業技術総合研究機構による設備等の供用、食品等持続的供給促進機構による債務保証などの支援を受けることができる。



株式会社 マルエイ
 代表取締役会長 澤田 栄一
 代表取締役社長 澤田 正
 本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL: 058-245-0101
<http://www.maruei-gas.co.jp/>

LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスロンパイ製造販売、G.H.P.冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他



maruta
 新しい物流サービスを創造していく
 service creation
丸太運輸株式会社
 代表取締役社長 高村 重好

マルタスカイワーク
 高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。
 〒467-0856 愛知県名古屋瑞穂区新開町22番20号
 TEL (052) 872-3311
 FAX (052) 871-1531
 URL <http://maruta.co.jp>

名古屋南区加福本通2丁目19番地
 TEL. 052-611-1151



もっと自由に もっと楽しく
 日々を彩り 暮らしをデザインする

豊島
TOYOSHIMA
 ライフスタイル提案商社
www.toyoshima.co.jp

続 傍流の正論 税相を斬る

弁護士・税理士 品川 芳宣

62

今年、「戦後80年」、「昭和100年」と言われ、とかく、歴史的なことが話題を呼んでいる。そこで、特に、「戦後80年」に的を絞って、税制、税務行政に影響を及ぼした重要な事項をいくつか取り上げて論じることとする。

最初に、申告納税方式について述べる。国税の税額の確定方式には、申告納税方式のほか、賦課課税方式及び自動確定方式があるが、申告納税方式は戦後導入されたもので、納税者自身が納税額を確定し、納付する、ということ、最も民主的な制度であると解されている。

そのため、多くの識者は、我が国税制の近代化に貢献した昭和25年のシャウプ税制の下で、導入され、民主主義社会構築の核であるかのように説明している。しかし、それは、歴史的事実と反した説明である。

我が国の申告納税制度は、まず、昭和20年に、資本金500万円以上の大法人等に対し、現行制度に類似した申告納税制度が導入され、昭和21年には財産税及び戦時補償特別税に対し、次いで昭和22年には、所得税、法人税、相続税に対し、申告納税方式が本格的に採用されるに至った。

このような申告納税方式の導入は、戦後の民主化とは関係なく、財産税等における財産の所在を納税者に申告させる必要がある、また、予算課税制度の下で早期に税収を確保する必要があったという執行上の要請に基づくものであった。その点について、当時の税制改正に参与した者は、次のように説明している(平田敬一郎他共編「昭和税制の回顧と展望(上巻) (大蔵財務協会)」。)

「それは正直なところ、民主化というよりも、向こう(編注II GHQ)の意図としては、またこっちは側も、予算課税をしなければならぬというところになると、4回にも割って賦課課税なんかやれるはずはないのだからね。それで、当然、申告納税制度を取る以外に方法がないのですよ。」

戦後80年①～申告納税方式

よ。そうだとすれば、民主化なり何なりに、結び付けてやらなきゃならない。確かにこっこの側にもそういう意図はあった。ただ、向こうの予算課税をやれということも、また、こっこの側が、予算課税をやれということも、要するに、今年の税金を今年取るということが主要な目的であったことは間違いないと思う。「民主化」と言ったにしても、それは付け足しのことであって、一番の根本は、予算課税をすることで申告納税にするしか方法がないと、そういうところから出発しておることは事実ですよ。」

かくして、現行の国税通則法16条1項1号は、申告納税方式について、次のように定義している。「納付すべき税額が納税者の申告により確定することを原則とし、その申告がない場合又はその申告に係る税額の計算が国税に関する法律の規定に従っていない場合その他当該税額が税務署長又は税関長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長又は税関長の処分により確定する方式をいう。」

このように、申告納税方式の意義が法律上定義づけられているにもかかわらず、甚間に、「申告納税であるから、税務署が勝手に調査して処分するのは制度の趣旨に反する」、「納税者の申告内容がもっと尊重されるべきである」等の納税者側の不満を聞くことがある。このような不満を言う人たちには、前述した申告納税方式導入の趣旨及び国税通則法上の申告納税方式の定義を理解してもらう必要がある。もっとも、租税の納付については、納税者側からすると、租税が経済取引等におけるコストであるからその最小化を図ることは当然のことであり、課税庁からすると、法律が定めたおりの租税収入の確保を図り、課税の公平を図ることが職務であるから、申告納税制度の下で、両者が対立することも必然である。

そして、両者の対立は、税務調査の段階で、あるいは争訟段階で顕在化することになるが、それは適正な手続の下で解決されなければならない。それが、租税法主義の内容のひとつである適正手続の原則にほかならない。考えてみれば、納税者と税務署の対立は、一種のゲームのようなものであるが、多額な金銭が伴うだけに厄介である。

又は譲渡に要した費用(償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。)の額とする。

所得税法は、その担税力に応じて所得を10種類に分類し、各々規定しています。そのうち、所得税法第37条が対象とする所得は、不動産所得、事業所得、山林所得及び雑所得の4つです。

はじめに第2項をみてみると、文頭に「山林につき」という文言があることから、山林に係る所得金額の計算上控除する必要経費を定めているのだということが分かります。このことは、第1項の括弧書で、「事業所得の金額及び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るものを除く」と規定していることからしても明らかです。つまり、山林に関わらない必要経費は、第2項の適用外ということになります。

これを踏まえると、第1項は、不動産所得の金額、事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上控除する必要経費を定めた原則的な規定であるということが出来ます。ところで、公的年金等は、雑所得に分類され、その収入金額から公的年金等控除額を控除することになっています(所法35②-1)。第1項の括弧書では、「公的年金等に係るものを除く」と規定しているため、公的年金等控除額は雑所得の金額の計算上控除されるもののそれは必要経費ではないということになります。

不動産所得や事業所得の必要経費は、業務性を疑いようがありません。しかし、雑所得は、他の所得に分類されない所得を受け入れるバスケット・カテゴリーであるがゆえ、業務性のみならずそれ以外の必要経費も包含されるものと考えられます。

対象となる所得は4種類

雑所得は業務性以外の必要経費も

必要経費を考える

税理士 日高 大開

2

所得税法第37条が対象とする所得の種類

必要経費については、所得税法第37条第1項及び第2項にそれぞれ次のように規定されています(以下、同条第1項を「第1項」といい、同条第2項を「第2項」といいます。)

【第1項】その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額(事業所得の金額及び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るもの並びに雑所得の金額のうち第35条第3項(公的年金等の定義)に規定する公的年金等に係るものを除く。)の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用(償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。)の額とする。

【第2項】山林につきその年分の事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その山林の植林費、取得に要した費用、管理費、伐採費その他その山林の育成

BE AN EXPLORER.

冒険しよう。



BEMAC 株式会社

本社: 東京都港区 電話: 03-5561-1111
東京支社: TEL 03-5561-1111 大阪支社: TEL 06-6476-4611

社会に貢献する 優良企業

カミ商事グループ

カミ商事株式会社

代表取締役社長 井川 博明

愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話(〇八九六)代表二三一五四〇〇

愛媛製紙株式会社

代表取締役社長 井川 和寛

愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話(〇八九六)二四一三三三〇

日本興運株式会社

代表取締役社長 井川 正

愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話(〇八九六)代表二四一三五〇

裁決事例集

258

裁決のポイント

勤務先の歯科医院の医師から贈与を受けたが、相続人の協力を得られず、相続財産の総額を確定できなかったことは、無申告加算税の正当な理由に当たらないとした事例。

請求人が、原処分庁による調査を受けて相続税の期限後申告書を提出したところ、原処分庁が無申告加算税の賦課決定処分を行ったのに対し、請求人が、期限内申告書の提出がなかったことについて正当な理由があるとして、当該賦課決定処分の全部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は請求人の主張を退ける判断をした(令和7年1月17日付、公表裁決)。

事案の概要

本件被相続人は、令和3年2月(本件相続開始日)に死亡し、本件被相続人に係る本件相続が開始した。本件被相続人は、歯科医業を営んでいたが、令和2年に廃業した(本件歯科医院)。

請求人およびXは、本件歯科医院の従業員であり、請求人は本件歯科医院に約20年間勤務していた。

本件相続に係る共同相続人は、本件被相続人の配偶者および長男である。

請求人は、本件相続開始日に本件被相続人が死亡した事実を知った。請求人は、平成7年頃から本件相続開始日まで本件被相続人と交際関係にあった。

請求人は、26年頃に、本件被相続人からA銀行〇〇支店の本件預金口座の通帳およびキャッシュカードを預かり、その後、請求人がこれらを管理していた。請求人は、3年1月27日頃に、本件被相続人から、本件預金口座に預け入れら

期限後申告は相続財産の把握ができなかったためと主張も、基礎控除額を超えることは認識できたはずと退ける

編集部編

れている金員は全て請求人に贈与する旨、および本件被相続人にもしものことがあったときには本件預金口座へ金員を振り込むようXに依頼してあるの、すぐに本件預金口座から金員を引き出すよう告げられた。

請求人は、本件被相続人が入院中に重篤な状況となったことを知った後、3年2月〇日に本件預金口座を確認すると、前記のとおり金員が振り込まれていたため、同日から同月〇日までの間に、本件金員を引き出した。

請求人は、3年7月15日付の内容証明郵便で、本件被相続人らから本件金員の返還を求められたことから、同年8月10日、本件被相続人らに対し、本件金員は、本件被相続人から死因贈与を受けたものである、本件被相続人らからの求めには応じることができない旨の回答をした。

その後、請求人は、本件被相続人らから、本件金員に係る損害賠償請求の訴えを提起されたが、5年3月27日、請求人と本件被相続人らとの間で、請求人が本件相続人らに対し、解決金を支払うことを内容とした訴訟上の和解が成立した。

請求人は、本件金員の返還を求められた際に代理人に選任した弁護士から、本件金員が本件被相続人からの死因贈与であれば相続税がかかる可能性があることと伝えられ、3年9月末頃、弁護士から紹介された税理士に本件相続に係る本件相続税について相談した。

請求人から本件相続税についての相談を受けた税理士は、請求人に対し、相続税の申告手続は被相続人の相続財産の総額が分からないとできない旨の回答をした。

請求人は、3年10月12日、弁護士を通じて本件被相続人らに対し、本件相続税の申告をするに当たり、相続財産の総額を記載する必要があるため、本件被相続人の相続財産の総額を教示願いたい旨の本件依頼をしたが、同日27日、本件被相続人らから、本件依頼には応じることができない旨の回答があった。

本件相続税の申告書を提出しなかったことにつき、通則法に規定する正当な理由があるか否か。

請求人の主張

本件被相続人らから本件依頼に対する回答を拒否されたため、相当の努力を払って調査しても遺産に係る基礎控除額を超える額の相続財産を把握することができなかったのであるから、請求人が法定申告期限までに本件申告書を提出しなかったことにつき、通則法に規定する正当な理由がある。

審判所の判断

請求人は、本件相続税の法定申告期限内に、本件被相続人の法定相続人が本件被相続人ら2名であることを把握しており、本件被相続人らにも一定の財産が相続されると考えるのが通常であることや、歯科医師であった本件被相続人の職業等を踏まえると、請求人は、本件被相続人には本件預金口座以外にも、預貯金や不動産などの財産があったと認識できたと推認される。また、請求人が、前記推認を妨げる、本件被相続人らがそれぞれ取得する財産が、本件金員よりも少ない可能性があることと認識していたと認めるべき特段の事情は認められない。そうすると、請求人は、本件被相続人が本件金員のほか、相続人一人当たり、本件金員の金額と同額かそれ以上の財産を有していた(本件被相続人の相続財産に係る課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額を超える)と認識できたと認められる。

通常の納税者を基準として、請求人において、本件被相続人の相続財産に係る課税価格の合計額が遺産に係る基礎控除額を超えない、または超える可能性が極めて小さいことを客観的に裏付けるに足りる事実を認識して期限内申告書を提出しなかったとは認められない。したがって、請求人が法定申告期限までに本件申告書を提出しなかったことにつき、通則法に規定する正当な理由があるとはいえない。

注目の二冊

消費税の実務と申告

(令和8年版)

和氣光 編著

インボイス制度のもと、本書独自の内訳表や申告書付表、課税取引金額計算表等を用い、免税事業者等からの課税仕入れや控除対象外消費税の計算・申告を正しく行えるよう解説。新リース会計基準に伴う改正については経過措置を含めて解説したほか、輸出品販売場のリファインド方式への移行について概要を解説。また、少額特例、居住用賃貸建物の取得、特定課税仕入れ等、還付申告、2割特例にも対応。

勘定科目別チェックポイント、主要届出書の記載例なども収録。

内容としては例えば、適格請求書発行事業者等の項目では、具体的な取扱いとして、「消費者に限定した取引についての適格請求書の交付義務」「複数年をまたぐ取引に係る適格請求書の交付」「適格請求書を再交付する場合」「適格簡易請求書を交付することができる事業の具体例」「セミナー参加費に係る適格請求書の交付方法」「免税事業者の交付する請求書等」「適格請求書の記載事項に係る電磁的記録の保存方法」などの事例を盛り込む。

B5判、904ページ。定価4400円(税込み)。申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL03-3829-1414、FAX03-3829-4001)。

消費税の実務と申告

和氣光 編著

北林隆明・斎藤文雄・高田真樹・佐藤明弘・宮川博行

インボイス制度における法人・個人の申告書を正しく作成

令和8年版

- 免税事業者からの仕入れを具体的に詳しく解説!
- 少額特例、居住用賃貸建物の取得、特定課税仕入れ等がある場合の具体例を収録!
- 課税仕入れの調帳、特定収入に係る調帳、繰上消費税調帳等、記入例も、活用可能。印刷用紙も付!
- 勘定科目別チェックポイント、主要届出書の記載例も収録!
- リース会計基準への対応や輸出品販売場の設置の留意点を収録!

「作り手の心」
「飲む楽しさ 食べる喜び」
その真ん中に。

「創る、届ける、味わう」。
そのすべてをサポートします。



酒類・食品総合卸
コンタツ株式会社
東京都中央区八重洲1-1-8 TEL03(3281)1321
<https://www.kontatsu.co.jp>
<https://www.issyusouden.com/>



江戸時代の人形専門家 人形の久月

本店：東京都台東区柳橋1-20-4 久月ビル1~3階 TEL. 03(3861)5511
支店：大阪/名古屋/札幌/福岡/柏/草加/相模原/筑前/静岡/小倉/越中島流通センター

創るよろこびを **久月人形学院** 本社ビル6階 **生徒募集中** TEL. 03(5687)5180

ふるさと納税 コーナーな返礼品を探る

■編集部編 2

人口減少や高齢化を背景に空き家が増加している。令和5年の空き家数は約900万戸で、総住宅数に占める空き家の割合は13・8%。空き家数は、10年前と比べると約80万戸増加しており、20年前との比較では約241万戸も増えている。空き家が適切に管理されないまま放置されると、老朽化による倒壊や火災の危険、ごみの不法投棄、スズメバチなどの害虫やハクビシンなどの害獣の発生、不審者の侵入による治安悪化といったリスクが高まることになる。空き家の取得経緯の50%超は相続とされており、空き家の所有者が遠隔地に居住するケースも多いことから、空き家の管理が課題となっている。

ふるさと納税では、返礼品に空き家の管理サービスを提供する自治体が多数ある。1700超の自治体に申し込みができるとしているふるさと納税のサイトで検索すると、400件を超える空き家管理サービスがヒット

空き家管理サービス

外観チェックや郵便物の確認など

した(同じ自治体でサービス内容が異なるものなどを含む)。

具体的なサービスの内容は、自治体や委託業者によって異なるが、①外観チェック(破損・不審者侵入跡の有無)、②通風・換気、③通水(排水管やトイレの劣化防止)、④庭木・雑草の確認、簡易な草取り、⑤郵便物の回収や確認、⑥報告書(写真付き)を郵送やメールで送付などがある。

多くの自治体で複数のプランが設定されており、外観チェックや郵便物の確認など、家の外からの見回りだけのプランや、室内に入って通風や通水なども行うプランなどが選択できる。また、巡回する回数を選択できる場合もあり、寄附金額によってプランや巡回数が異なることになる。

例えば、福島県いわき市の空き家管理サービスをみると、①外観目視点検のみ、年1回で寄附金額が2万4000円、②外観目視点検と郵便物等回収を年4回で5万9000円、③外観目視点検と室内簡易点検を年1回で3万5000円、④外観目視点検と郵便物等回収と室内簡易点検を年4回で12万5000円となっており、いずれも写真入りの報告書を送信等してくれる。

なお、空き家管理サービスが利用できるのは、寄附先の自治体にある空き家に限定されるケースがほとんどとなっている。

判決要旨は全部で3万5757件(執筆時点)確認できたが、通則法の割合は約27%、却下率が税目別では一番高くなっている。件数の多い争点の詳細を見てみると、「国税の納付義務の確定」は、更正の請求、理由附記、信義則の

争点が多く、「過少申告加算税」は正当な理由が多い傾向です。また、「不服審査」は、処分不存在・消滅、審査請求期間の不遵守、不服前置に関するものが多いですが、その多くが却下となっています。

国税通則法を争点とする判決の傾向

争点が多く、「過少申告加算税」は正当な理由が多い傾向です。また、「不服審査」は、処分不存在・消滅、審査請求期間の不遵守、不服前置に関するものが多いですが、その多くが却下となっています。

データで見る 税務争訟

■税理士 柳谷 憲司

2

税目別では却下率が最も高い

通則法を争点とするデータを分析

(令和7年6月18日現在)

争点	全部取消	一部取消	棄却	却下	不明	合計
総則	5	10	133	19	—	167
国税の納付義務の確定	109	250	2,079	6	—	2,444
納付、徴収、納税の猶予、担保	12	4	345	15	—	376
還付及び還付加算金等	1	3	118	10	1	133
延滞税	3	4	64	39	—	110
過少申告加算税	27	78	922	1	—	1,028
無申告加算税	8	26	649	2	1	686
不納付加算税	2	5	75	1	—	83
重加算税	162	441	1,070	—	—	1,673
更正決定等の期間制限、徴収権の消滅時効	55	79	316	1	—	451
国税の調査・行政手続法との関係	5	16	87	—	—	108
不服審査	20	36	516	1,743	4	2,319
その他	—	6	20	2	—	28
総計	409	958	6,394	1,839	6	9,606

18件、処分の理由が17件、調査の範囲・方法が13件、過少申告加算税(正当な理由)が12件、納税の猶予が8件あります。

全部取消の件数が多い争点で詳細が分かるものを見てみると、「契約書等の虚偽作成」が14件(全部取消率15・38%)、「隠ぺい・偽装の意図」が12件(全部取消率9・92%)、「推計課税事件で重加算税を賦課した事例」が7件(全部取消率15・38%)、「売上・収入書類の虚偽作成」が4件(全部取消率16%)、「虚偽答弁」が3件(全部取消率37・5%)あり、事実認定がポイントとなる争点が多いように見えます。

他方、「従業員の行為」は82件(全部取消2件、一部取消12件、棄却68件)、取消率は17・07%(全部取消率2・44%、一部取消率14・63%)で、重加算税の中では件数がそれなりにありますが、全部取消の件数が少なく、取消率も低い傾向にあります。

全部取消の件数が多い争点で詳細が分かるものを見てみると、「契約書等の虚偽作成」が14件(全部取消率15・38%)、「隠ぺい・偽装の意図」が12件(全部取消率9・92%)、「推計課税事件で重加算税を賦課した事例」が7件(全部取消率15・38%)、「売上・収入書類の虚偽作成」が4件(全部取消率16%)、「虚偽答弁」が3件(全部取消率37・5%)あり、事実認定がポイントとなる争点が多いように見えます。

全部取消の件数が多い争点で詳細が分かるものを見てみると、「契約書等の虚偽作成」が14件(全部取消率15・38%)、「隠ぺい・偽装の意図」が12件(全部取消率9・92%)、「推計課税事件で重加算税を賦課した事例」が7件(全部取消率15・38%)、「売上・収入書類の虚偽作成」が4件(全部取消率16%)、「虚偽答弁」が3件(全部取消率37・5%)あり、事実認定がポイントとなる争点が多いように見えます。



太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和5年の日本産酒類の輸出金額になります。

答え = 億円

ナンプレの予想難易度：9

		7	8	2		9	A
D			5	B		8	
6			4		7		
8	2	6	4				7
	7		8	6		1	
9				7	8	2	6
		3	6				C
	4		7				
6		9	1	3			

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 10月19日(日)

前回の答え 場

豊かな経験、確かな技術。



Ⓢ 大一電気工業株式会社

取締役社長 長瀬 裕亮

本社 / 〒760-0067
高松市松福町2丁目4-6
TEL087-851-1178(代)
FAX087-851-3621

支店 / 愛媛 営業所 / 徳島・北島
建設所 / 綾川

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研 介

高松市福田町13番地3

TEL (087)821-3913

誠実かつ適切に対応

高松審判所 石井所長が就任の抱負

7月の定期人事異動で、高松国税不服審判所長に石井邦明氏が就任したII写真。石井所長は就任の抱負を次のように語った。

国税不服審判所は、「税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正かつ迅速な事件処理を通じて、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資する」ことを使命としています。この使命を果たすため、審査請求人との



めには、審査請求人と原処分庁の双方から納得の得られる判決を行うことが大切だと考えています。このため、当審判所では、充実した調査・審理を尽くし、正確な事実認定と法令解釈による適正な判決を迅速に行うことが当然のことながら、審査請求人と原処分庁の最終判断を示す裁決書の作成に当たっては、主張や事実は簡潔に、判断は論理展開が明瞭で説得力を持った分かりやすいものとなるよう努めていきます。その結果として、国民から「公平で適正かつ迅速な事件処理がなされている」との信頼と評価が得られることを目指してまいります。

ら、審査請求人と原処分庁に対して誠実かつ適切に対応することや審判の透明性の確保にも配慮した対応が重要であると感じています。その上で、行政部内の最終判断を示す裁決書の作成に当たっては、主張や事実は簡潔に、判断は論理展開が明瞭で説得力を持った分かりやすいものとなるよう努めていきます。その結果として、国民から「公平で適正かつ迅速な事件処理がなされている」との信頼と評価が得られることを目指してまいります。

す。石井邦明(いしい・くにあき)氏の略歴 平成元年東京国税局採用。税務大学校専門教員。税務大学校専門教員。税務大学校専門教員。税務大学校専門教員。59歳。千葉県出身。

判所本部国税審判官、関東信越国税不服審判所第一部長などを経て、令和7年7月から現職。59歳。千葉県出身。

(アジア・オセアニアタックスコンサルティング協会) 東京会議2023に端を発し、両国の税理士制度を共に研究し、制度のより良い発展を目指すという共通の思いから、今回の友好協定の締結に至った。

締結式では、石原会長とフォン会長が、両会のこれまでの交流の積み重ねの成果などを紹介。石原会長が挨拶した。

「アジア・オセアニアタックスコンサルティング協会」東京会議2023に端を発し、両国の税理士制度を共に研究し、制度のより良い発展を目指すという共通の思いから、今回の友好協定の締結に至った。

締結式では、石原会長とフォン会長が、両会のこれまでの交流の積み重ねの成果などを紹介。石原会長が挨拶した。

締結式では、石原会長とフォン会長が、両会のこれまでの交流の積み重ねの成果などを紹介。石原会長が挨拶した。

ZOOM使って 作文対策セミナー

鎌倉団体長会

神奈川・鎌倉団体長会(会長II青木政行公益社団法人鎌倉法人会(会長)はこのほど、中学生の「税についての

作文」対策セミナーをビデオ通話アプリ「Zoom」を使用して開催した。

このセミナーは毎年、鎌倉税務署管内の税務関係6団体が講師となり、近隣の中学校1年生〜3年生を対象に開催しているもの。

今年は夏場の暑さを考慮してオンライン授業で行われ、同署管内(鎌倉市、逗子市、葉山町)だけではなく、厚木市や綾瀬市、茅ヶ崎市、伊勢原市などから20人の中学生が受講した。

基礎知識「納税は義務」の道・税の集め方は、

「税金の使

い

道

の

集

め

は

東海税連協が定時総会を開催

租税教育用の新札レプリカを管内48署に引渡し



東海税務連絡協議会(会長=尾崎秀明名古屋税理士会会長)は9月26日、税理士会ビルで第48回定時総会を開催した。

当日は、来賓として名古屋国税局の端本秀夫局長、鈴木敏充総務部長、藤澤久志総務課長が出席。議事では、令和7年度役員選任報告が行われ、尾崎会長を再選した。

このほか、構成7団体の連携を密にし、各団体の機能をより有効に発揮して、納税道義の高揚と自主申告納税の推進を図るため、構成7団体の(1)連絡協調を図るための意見及び情報の交換、(2)「税を考える週間」における関連行事協賛の推進、(3)所得税・消費税の確定申告期における関連行事等国税の広報活動に対する協賛の3事業を重点的に実施することを盛り込んだ7年度事業計画案などを審議し、承認した。

また、同協議会は7、8事務年度の2年間にわたり、租税教室で活用するための新札の1億円レプリカを名古屋国税局管内48署に引き渡すこととしており、総会当日に尾崎会長=写真左=が、端本局長=同右=にレプリカを披露した。

国民が選挙で選んだ代表が決めていくことについても分かりやすく説明し、受講者は、民主主義の成り立ち、選挙の仕組みとその重要性や主権者としての国民のあり方を考える責任について学んだ。

セミナー終了後、東京地方税理士会鎌倉支部の矢野直子氏は、「今回のセミナーをきっかけに、税について学ぶことに一人ひとりが税の意義を正しく理解し、正しく税金を納め、その使い道にも関心を持って、さらには社会や国のあり方を主体的に考えるという自覚が生まれることに繋がってほしい」と話していた。

紙芝居を上演 札幌北法人会

公益社団法人札幌北法人会女性部会(犬嶋由香里部会長)はこのほど、札幌市北区北24条商店街「ノースロード24フェスタ2024」イベント会場で税に関する紙芝居を上演したII写真。

上演作品は、水資源の大切さとそれを支える税の役割を伝える「カッパのいたずら」と、みんなでお金を

出

し

小学6年生対象に 租税教室を実施

久留米地区租推協

福岡・久留米地区租税教育推進協議会(権藤英樹会長)は9月2日、久留米市立安武小学校の6年生52人を対象に租税教室を実施した。久留米税務署、久留米大学、公益社団法人久留米法人会との初のコラボ開催。

当日は、同税務署から小学生にも分かりやすい租税教育用資料の作成を依頼された同大学のサークル「会計学研究会」の学生らが講師となり、国税庁の資料を参考に、助け合うことを学んでいく「しあわせのあおいふうせん」で、約60人の子供たちが鑑賞した。女性部会が鑑賞した。女性部会が鑑賞した。女性部会が鑑賞した。

税の作文で 審査会開く

博多署管内納貯連・署福岡・博多税務署管内納貯貯蓄組合連合会(坂本文比古会長)と博多税務署(東谷光則署長)は9月9日、福

岡市東区同署会議室で令和7年度の中学生の「税についての作文」の審査会を合同で開催したII写真。

今年応募総数は1458編で、審査員として坂本会長をはじめ同納貯連役員と会員、東谷署長や九州北部税理士会博多支部の役員ら約40人が出席した。

坂本会長は「生徒さんの税金や社会に対する関心の高さに、毎回感心させられます」と感想を語り、東谷署長は「関係者や応募された中学生の皆様のご協力に感謝申し上げます」と述べた。

道 BEER 後

One gulp of beer taken just after a bath is the time when you feel most refreshed.

水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23
tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

いちい信用金庫

なんでも相談していただける 金融機関を目指してまいります

本店/一宮市若竹3丁目2番2号
TEL (0586) 75-6201